

知立市道路占用料条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

改正後				改正前			
別表（第3条関係） 道路占用料				別表（第3条関係） 道路占用料			
占用物件		単位	占用料	占用物件		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工 作物	第1種電柱	1本1年につき	円 <u>950</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工 作物	第1種電柱	1本1年につき	円 <u>1,100</u>
	第2種電柱		<u>1,500</u>	第2種電柱	<u>1,600</u>		
	第3種電柱		<u>2,000</u>	第3種電柱	<u>2,200</u>		
	第1種電話柱		<u>850</u>	第1種電話柱	<u>940</u>		
	第2種電話柱		<u>1,400</u>	第2種電話柱	<u>1,500</u>		
	第3種電話柱		<u>1,900</u>	第3種電話柱	<u>2,100</u>		
	その他の柱類		<u>85</u>	その他の柱類	<u>94</u>		
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートル1年につき	9	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートル1年につき
	地下に設ける電線その他の線類	<u>5</u>		地下に設ける電線その他の線類	<u>6</u>		
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>830</u>	路上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>920</u>	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	<u>510</u>	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	<u>570</u>	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1,700</u>	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1,900</u>	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>720</u>	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>790</u>	
広告塔	表示面積1平方メートル1	<u>2,400</u>	広告塔	表示面積1平方メートル1	<u>2,300</u>		

改正後				改正前			
		年につき				年につき	
	その他のもの	占用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>1,700</u>		その他のもの	占用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>1,900</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>36</u>	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>40</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>51</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>57</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>77</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>85</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>100</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>110</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>150</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>170</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>200</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>230</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>360</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>400</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>510</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>570</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>1,000</u>		外径が1メートル以上のもの		<u>1,100</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>1,700</u>	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>1,900</u>		
法第32条第1項第5号に掲げる物件	地下街及び地下室	階数が 1 のもの	A に 0.005 を乗じて得た額	法第32条第1項第5号に掲げる物件	地下街及び地下室	階数が 1 のもの	A に 0.005 を乗じて得た額
			階数が 2 のもの				A に 0.008

改正後					改正前					
げる施設		の		を乗じて得た額		げる施設		の		を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額				階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
		上空に設ける通路		<u>1,200</u>				上空に設ける通路		<u>1,100</u>
		地下に設ける通路		<u>710</u>				地下に設ける通路		<u>680</u>
		その他のもの		<u>1,700</u>				その他のもの		<u>1,900</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートル1日につき	<u>24</u>		法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートル1日につき	<u>23</u>
	その他のもの		占用面積1平方メートル1月につき	<u>240</u>			その他のもの		占用面積1平方メートル1月につき	<u>230</u>
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	<u>240</u>		道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	<u>230</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,400</u>				その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,300</u>
	標識		1本1年につき	<u>1,400</u>			標識		1本1年につき	<u>1,500</u>
第7条第1号に掲げ	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	<u>24</u>		第7条第1号に掲げ	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	<u>23</u>
		その他のもの	1本1月につ	<u>240</u>				その他のもの	1本1月につ	<u>230</u>

改正後					改正前				
る物件			き		る物件		き		
幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき		<u>24</u>	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき		<u>23</u>
	その他のもの	その面積1平方メートル1月につき		<u>240</u>		その他のもの	その面積1平方メートル1月につき		<u>230</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき			<u>2,400</u>	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき
	その他のもの			<u>1,200</u>		その他のもの			<u>1,100</u>
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートル1月につき		<u>240</u>	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートル1月につき		<u>230</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				<u>170</u>	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				<u>190</u>
備考 略					備考 略				

※別表中備考以外の部分の改正については、実質的な改正箇所へのみ下線を引いています。